

えみふる公式Instagram運用ポリシー

(目的) 第1条 このポリシーは、えみふるがInstagram (Instagram) の公式ページ (以下、「公式ページ」という。) を、利用者、地域住民、求職者等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義) 第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。(1) 公式ページ えみふるが設置・運用するユーザー名から発信するInstagramページ (2) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名 (3) 「いいね」機能 投稿の内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能 (4) 「フォロー」 ページ自体の肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能

(運営主体) 第3条 公式ページの運営主体は千代田区立障害者福祉センターえみふる (指定管理者武蔵野会) とし、アカウントの管理、情報の発信は、公式ページ管理者 (広報担当) が行う。2 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は、千代田区立障害者福祉センター施設長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新にかかる事務を行う。3 ユーザー名は、chiyoda.emifuru とする。

(情報発信) 第4条 情報の発信は、千代田区立障害者福祉センター施設長の指示のもと公式ページ管理者が公式ページから行うものとする。

(アカウント運用者の明示) 第5条 Instagramで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ページのURLとタイムラインをえみふるホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示) 第6条 この運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容) 第7条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。(1) えみふるで開催する予定のイベントについての紹介 (2) えみふるで行っている活動や取り組みについての報告 (3) 社会福祉法人武蔵野会で行っている活動や取り組みについての報告 (4) 求人及びボランティア募集等に関する情報 (5) えみふる周辺や周辺のイベントについての案内 (6) その他、千代田区立障害者福祉センター施設長が適当と認めるもの

(掲載条件) 掲載にあたり顔写真や個人名を掲載する場合は別途個人情報の提供同意書を得ること。尚個人名については表彰等栄誉ある場合のみ限定して掲載する。尚同意をいた

だいていない方及び作品等紹介においての個人名の部分はモザイク等で個人がわからないように編集して掲載する。

(他のインスタグラムページへのコメント等) 第8条 公式ページは、情報提供の手段として運用するため、原則として、えみふるが発信する情報のみを掲載する。えみふる以外のアカウントへのDM(ダイレクトメッセージ)及び投稿欄へのコメントは必要がある場合に行う。また、公式ページに対するコメントへの返信コメントについてはコメントに対する謝礼と質問に対する返答とする。返答について迷う場合は千代田区立障害者福祉センター施設長に相談の上返答する。

(フォロー及びいいね機能の使用) 第9条 公式ページでは、えみふるの発信に必要とされる機能のみを使用する。えみふる側からフォローに関しては福祉関連団体及び千代田区関連機関に行う。フォローバックに関しては福祉との関連性の有無を問わず原則応じるが、明らかに営利を目的とする投稿を行っているページの場合は非承認とする。いいね機能に関しては活性化を図るためフォロワーの方や福祉関係の方を中心に行う。

(えみふるホームページとのリンク) 第10条 インスタグラムに関してはプロフィールページにURLを1つのみ掲載できる。そちらにえみふるホームページへのリンクを掲載する。投稿画面においてはインスタグラムのページのみリンクを貼ることができる。投稿している内容で案内する必要がある場合に掲載する。

(投稿の削除) 第11条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、千代田区立障害者福祉センター施設長は、予告なく削除することができる。(1)法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容(2)特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの(3)政治、宗教活動を目的とするもの(4)著作権、商標権、肖像権など、えみふるまたは第三者の知的所有権を侵害するもの(5)広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの(6)人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの(7)公の秩序又は善良の風俗に反する内容(8)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの(9)本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの(10)有害なプログラム等(11)わいせつな表現などを含む不適切なもの(12)その他、えみふるが不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(その他) 第12条 その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は、千代田区立障害者福祉センター施設長が、別に定める。

附 則 この運用ポリシーは、平成30年11月11日から施行する。